

解約通知書

物件名				号室
契約 法人名				
担当 部署			担当者	
連絡先 TEL			連絡先 FAX	
解約日	20	年	月	日
※解約通知は一ヶ月前までの契約です。 最短でも一ヶ月後までの賃料が発生します。				
敷金	銀行		支店	口座番号 (普・当)
返金先	フリガナ			
	口座名義			

上記物件につき、解約の通知をいたします。

1. 解約連絡につきまして

- 電話連絡済み (月 日)
 この通知書が初めて

2. 退去時の立ち会いは必要ですか？

- 必要 →3へ
 不要 →4へ

3. 立ち会い日時・担当等(立ち会いが必要な場合)

※水・日・祝日を除く、10時～16時にて

第一希望: 月 日 時～ 時頃
 第二希望: 月 日 時～ 時頃
 第三希望: 月 日 時～ 時頃

立ち会い担当者名:

連絡先携帯TEL:

4. 鍵の返却方法につきまして(立ち会いが不要な場合)

- 入居者が引越後、下長不動産へ届ける
 郵送にて返却(直接返却が難しい場合or法人様預かり分のある場合のみ)

【入居者様へお渡しください】

引越をされる方へ

当貸室にお住まい頂きまして、ありがとうございます。

引越に際しては下記の要項に沿ってお進めください。

■各種引越手続き

公共料金その他の解約・転居連絡は必ず行ってください。連絡されませんと退去後も料金が発生したり、次の入居者様が契約手続きを行えないなどの問題が起こります。

1. 公共料金の精算・転居の連絡

- ・電気(東京電力0120-99-5555)
- ・ガス(都市ガスは京葉ガス047-361-0211、プロパンガスは毎月の領収証の連絡先へ)
- ・水道(千葉県水道局0570-001245)

2. その他転居の連絡

- ・電話(NTT116)
- ・郵便(最寄りの郵便局へ身分証明書を持参の上、転送届を提出)
- ・新聞(ご契約の販売店へ)
- ・住宅総合保険(東京海上ミレア少額短期保険(株)をご契約の場合0120-67-0055)

■ゴミ・不用品の処分

退去後、既存の設備以外に残置物がある場合は処分費用が掛かります。業者に依頼するため、個人で処分するよりも費用が高額になりますので、必ず市の決まりを守って不要品の処分を行ってから引越してください。自転車は絶対に置いていかないでください。

尚、粗大ゴミは事前申し込み制(有料)で、回収の日付が指定されますのでお早めに。

- ・粗大ゴミ収集(浦安市047-305-4000、市川市047-378-5310)

※引越に伴いゴミが多量に発生する場合、浦安市は自己処理が原則のため、直接クリーンセンター(047-381-5300)に搬入してください。

■退去費用の精算について

1. 室内の清掃は専門業者に手配いたします。清掃費用は汚れの程度に応じて、敷金から実費を差し引かせていただきます。

2. たばこのヤニ、破損、着色、換気不足によるカビ発生等が原因のクロスの交換費用は入居者様負担です(減価償却による免責分は国交省ガイドラインに準拠します)。

3. 洗濯排水部のエルボ(手のひらサイズのL字型のパイプ)と泡止めパイプは設備です。

誤ってお持ちにならないよう、お願いいたします。

■鍵の返却について(立ち会いなしの場合)

鍵は引越の当日か翌日の午前中までに、絆ホーム株式会社へと直接ご返却ください。

※基本として直接返却をお願いします。どうしても都合がつかない場合のみ、郵送でも受け付けます。その際は、宅配便・書留郵便等、所在を追跡できる形でお送りください。

！ご注意！ 鍵が封筒から抜け落ちないように、しっかりと梱包してください。梱包の不備による紛失は鍵交換費用を請求いたします。